

公立大学法人福島県立医科大学医療安全管理監査委員会規程

(平成28年12月28日規程第59号)

一部改正 平成30年6月20日規定第53号

一部改正 平成31年4月 1日規定第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第15条の4第2項の規定に基づき設置される公立大学法人福島県立医科大学医療安全管理監査委員会(以下「委員会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公立大学法人福島県立医科大学に、公立大学法人福島県立医科大学附属病院(以下「附属病院」という。)における医療安全に係る管理状況について中立かつ客観的な立場から監査を行うため、委員会を置く。

(任務)

第3条 委員会は、前条に規定する監査を行うために必要な審議を行うとともに、必要に応じて、理事長又は病院長に是正措置を講じるよう意見を表明し、結果を公表することを任務とする。

2 委員会は、前項の任務を行うに当たり、附属病院の医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療事故防止対策委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者に対し、その業務状況の報告を求め、又は必要に応じて自ら確認することができるものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医療に係る安全管理に係る識見を有する者 1名

(2) 法律に関する識見を有する者 1名

(3) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者 1名

2 前項に規定する委員のうち、附属病院との利害関係を有しない者の数は、委員会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

3 第1項の委員は、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項各号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第7条 委員会は、年2回以上開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局病院管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月28日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第4条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月 1日から施行する。